

令和8年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 令和8年5月7日（木） 15：30～16：00
- 2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第2委員会室
- 3 対象施設 青森市男女共同参画プラザ、青森市働く女性の家
- 4 出席者等
 - (1) 選定評価委員 委員長 沢木正明（企画部次長）
副委員長 越後谷和人（総務部次長）
委員 沼田郷（青森大学教授）
委員 桃野敬（東北税理士会青森支部税理士）
委員 福島清裕（福祉部次長）
委員 福士秀徳（都市整備部次長）※欠席
委員 小山信哉（教育委員会事務局教育次長）※欠席
 - (2) 施設所管課（市民部人権男女共同参画課）
課長 溝江摩紀 他、主幹級以下職員 2名
 - (3) 制度所管課（企画部行政資産経営課）
課長 小嶋康崇 他、主幹級以下職員 3名
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
 - (1) 指定管理者制度導入の適否：適
 - (2) 指定期間：5年間
 - (3) 利用料金制：なし
 - (4) 募集形態：公募
 - (5) グループニングの適否：適（2施設一括管理）

7 主な質疑内容

委員：働く女性の家「アコール」は、設置から50年経過し、老朽化が進んでいるが、建物の躯体は問題ないか。

施設所管課：同時期に建設された類似施設について耐震診断を実施しており、問題がないことを確認している。

委員：働く女性の家「アコール」の利用者数は年間1万5千人から2万人程度となっているが、どのような方が利用しているか。

施設所管課：主にサークル登録している方の利用が多く、各サークルを取りまとめる利用者会としての活動も行われている。また、年1回開催しているアコールフェスタで、アコールを市民に広く知ってもらうためにサークル活動の周知や野菜の販売をし、多くの方々に好評をいただいている。

委員：働く女性を家の設置目的は「働く女性及び勤労者家庭の主婦の日常生活に必要な援助を与え、その福祉の増進に寄与するため」とあるが、目的に合致しないサークルもあると思われる。そういったサークルから使用料を徴収することは考えていないのか。

施設所管課：これまで、サークル活動を支援するための施設として長く使っていただいている施設であるため、使用料の徴収は考えていない。設置目的は変わっていないが、男女共同参画プランでは男女共同参画の啓発の拠点施設としても位置付けている。

委員：働く女性の家において、老朽化により使用できない部屋などはあるか。

施設所管課：現時点では使用できない部屋はない。

委員：指定管理者は必要な人員を確保できているか。

施設所管課：適正な人員は確保できている。

委員：男女共同参画プラザの令和7年度の利用者数が前年度と比較して減少しているが、その要因は何か。また、共用スペースを利用している人も含まれているか。

施設所管課：減少した要因は把握できていないが、令和6年度は、普段利用していない団体がAV多機能ホールを利用していた。また、利用者数には共用スペース（インナーパーク）利用者は含めていない。

委員：働く女性の家については、配管や電気設備等の老朽化により維持管理費用が増大していると思うが、今後の施設の在り方について検討しているか。

施設所管課：現在でもなお、年間約1万9千人が利用しており、利用者の声も聴きながら検討していく必要があるものと認識している。

委員：働く女性の家について、法定耐用年数である50年を超えていること、旧耐震基準時代の設計であることを踏まえ、将来的に男女共同参画プラザと統合することについて検討しているか。この5年で施設の在り方を考えなければいけない。

施設所管課：両施設の利用者の一部は重複しているが、働く女性の家には男女共同参画プラザにはない料理室があり、男性の料理教室のサークルや料理の講座を行っているため、そのような部分を他の施設で代替できるか等を検討しながら、タイミングを見て、他の公共施設との機能集約や複合化について調整していければと考える。